

クマ出没対策を強化します

令和3年7月に発生したクマによる人身被害を踏まえ、令和4年7月をクマ被害防止強化月間とし、赤城南麓の出没や目撃情報があった地区を重点地区としてパトロールを実施するとともに、市民への注意喚起のための対策を強化します。

1 監視強化と対応

(1) 期間

令和4年7月1日（金）から10月31日（月）まで

(2) 対象地区

芳賀、大胡、宮城、粕川及び富士見地区の5地区

（参考）

令和3年度地区別目撃情報等一覧

芳賀	大胡	宮城	粕川	富士見	計
0件	0件	8件 ^(※)	8件	2件	18件

（※）宮城地区8件のうち、2件は人身被害

(3) 内容

ア) 市職員（公用車）によるパトロール

車両に注意喚起のステッカーを装着し、音声を流し注意喚起を図る。

イ) 猟友会による見回りの強化

くくり罠、箱罠の見回りを実施している猟友会に対し、爪痕等クマの痕跡の発見に努める。

ウ) IOTカメラの活用

クマが出没した際には、IOTカメラが感知して被写体を撮影

(4) 主な対応

ア) 出没や目撃、痕跡情報を「まちの安全ひろメール」等で情報発信

イ) 前橋市HP「クマの出没」マップに掲載

ウ) 出没場所等に注意喚起用掲示物を設置

【猟友会】

【クマと思われる皮剥ぎ被害】



(5) 出発式

- ア) 日 時：7月1日（金）15：00
- イ) 場 所：宮城支所
- ウ) 参加者：群馬県、警察、猟友会、市の関係者

2 緩衝帯の整備

手入れがされていない草木や立木等の間伐、伐採を行い、見通しを良くすることで野生鳥獣の潜み場をなくし、住宅地や農地への出没や侵入を抑制する。

(1) 令和4年度予定

粕川町室沢地内ほか2箇所 面積は概ね 150,000 m²程度を予定

(参考) 令和3年度実績

苗ヶ島町地内2箇所 延べ 121,874 m²

【緩衝帯整備前】



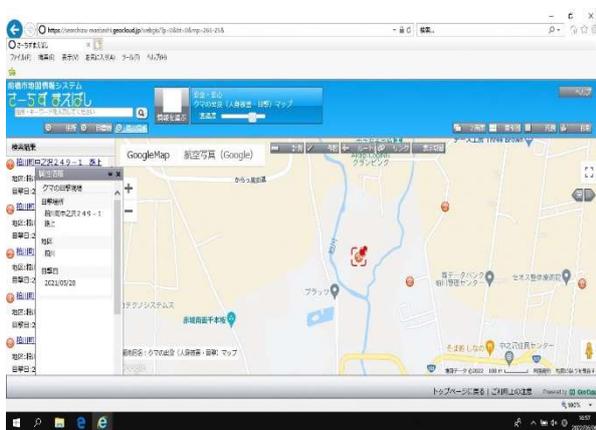
【緩衝帯整備後】



3 その他の啓発活動

- (1) 市広報、HP等による情報発信
- (2) 芳賀、大胡、宮城、粕川及び富士見地区へ注意喚起のチラシを各自治会回覧
- (3) 市内小中学校児童生徒のタブレット端末等への注意情報の発信
- (4) 出没や目撃地周辺に「クマの出没に注意して下さい」のビニール標識を設置

【さーちずまえばし】



【IOTカメラ】



担 当 農政課有害鳥獣対策係

電 話 027-225-7105